## 平成29年度 文教委員会資料②

### 【所管事務の調査(報告)】

「川崎駅東口周辺」の客引き行為等防止の重点区域変更(拡大)について

資料1 川崎駅北口通路開通に伴う客引き行為等防止の重点区域変更(拡大)案に関するパブリックコメント手続きの実施結果について

資料2 川崎駅東口周辺の客引き行為等防止の重点区域拡大図

資料3 今後のスケジュール

参考資料 パブリックコメント手続用資料

市民文化局

(平成30年1月18日)

# 川崎駅北口通路開通に伴う客引き行為等防止の重点区域変更(拡大)案に関するパブリックコメント手続きの実施結果について

### 1 概要

近年、川崎駅東口周辺をはじめとする本市区域内において、現行法令で規制の対象とならない 居酒屋やカラオケ店等による客引き行為等により、立ち塞がりや身辺へのつきまとい等が行われ、 公共の場所における市民等の平穏な通行又は利用が妨げられていることから、川崎市では、これ らの客引き行為等を規制するため、平成28年4月1日から川崎市客引き行為等の防止に関する 条例(以下「条例」という。)を施行しました。

条例では、特に客引き行為等を防止する必要があると認める区域を客引き行為等防止重点区域 (以下「重点区域」という。)に指定し、重点区域での客引き行為等の防止に取り組んでいくこと としており、平成28年9月1日に、特に客引き行為等が多い川崎駅東口周辺を重点区域に指定 しておりますが、平成29年度中に川崎駅北口通路の供用が開始されるため、川崎駅周辺の重点 区域を変更(拡大)することにつきまして、パブリックコメントを実施しました。

その結果、6通(意見総数9件)の御意見をいただきましたので、その内容と市の考え方を次のとおり公表します。

### 2 意見募集の概要

題名	川崎駅北口通路開通に伴う客引き行為等防止の重点区域変更(拡
	大)案について
意見の募集	平成29年10月10日(火)から
	平成29年11月 9日(木)まで
意見の提出方法	電子メール、郵送、持参、ファクシミリ
募集の周知方法	・市政だより
	・市ホームページ
	・各区役所市政資料コーナー
	・かわさき情報プラザ(川崎市役所第3庁舎2階)
	・市民文化局市民生活部地域安全推進課

### 3 結果の概要

意見提出数(	意見数)	6通 (9件)
(内訳) 電子メール		3通 (5件)
	郵送	3通(4件)
	持参	0通(0件)
	ファクシミリ	0通(0件)

### 4 意見の内容と対応

寄せられた意見の内容は、概ね重点区域指定案に沿った意見や、今後の更なる連携体制を構築 していくうえでの参考とすべき意見であるため、当初案に寄せられた意見を反映し、重点区域を 指定します。

### 【御意見に対する対応区分】

A: 御意見を踏まえ、重点区域指定案に反映させるもの

B: 御意見の趣旨が重点区域指定案に沿った意見であり、御意見の趣旨を踏まえ取組を推進するもの

C: 今後の施策を推進する中で、参考とするもの

D:施策に関する要望の御意見であり、施策内容を説明するもの

E: その他

### 【御意見の件数と対応区分】

項目	A	В	С	D	Е	計
(1)川崎駅周辺の重点区域変更(拡大)等 に関する意見		3				3
(2)条例における規制の強化に関する意見				2		2
(3)客引き行為等の防止対策に関する意見		3	1			4
合計		6	1	2		9

具体的な御意見の内容と市の考え方については、次ページ以降を御参照ください。

### 5 具体的な御意見の内容と市の考え方

### (1) 川崎駅周辺の重点区域変更(拡大)等に関する意見

No.	意見の要旨	意見に対する市の考え方	区分
1	駅改札からアゼリアにかけて、スカウ	新たに開通する北口通路を重点区域に	В
	ト等が多い。北口改札が出来た際には同	指定し、指導員による巡回等を実施する	
	様の懸念があるため、重点区域の拡大に	ことにより、安心して歩ける環境を形成	
	ついて賛成である。(3件)	してまいります。	

### (2) 条例における規制の強化に関する意見

No.	意見の要旨	意見に対する市の考え方	区分
2	指導、勧告、命令にもかかわらず、再	客引き行為等については、法律で違法	D
	び違反者を出した事業者は直ちに営業停	とされている行為ではないため、本条例	
	止に出来るよう条例を改正して欲しい。	につきましては、規制にあたっては公益	
3	罰則を厳しくし、しつこい客引きにつ	上必要かつ合理的な範囲で制限すべきと	
	いては逮捕するなど厳正に対処して欲し	いう考え方に立ち制定しております。	
	٧١°	そのため、本条例において店舗への営	
		業停止処分や逮捕等を行うことはできま	
		せんが、違反を繰り返す客引き行為者及	
		び事業者については、指導・勧告・命令	
		を経て過料を課すとともに氏名等を公表	
		するものとしております。	
		また、「風俗営業等の規制及び業務の適	
		正化等に関する法律」に違反する行為や	
		「神奈川県迷惑行為防止条例」に違反す	
		るしつような客引き行為等に対しては、	
		上記法令を適用したうえで、警察による	
		取締りの対象となります。	

### (3) 客引き行為等の防止対策に関する意見

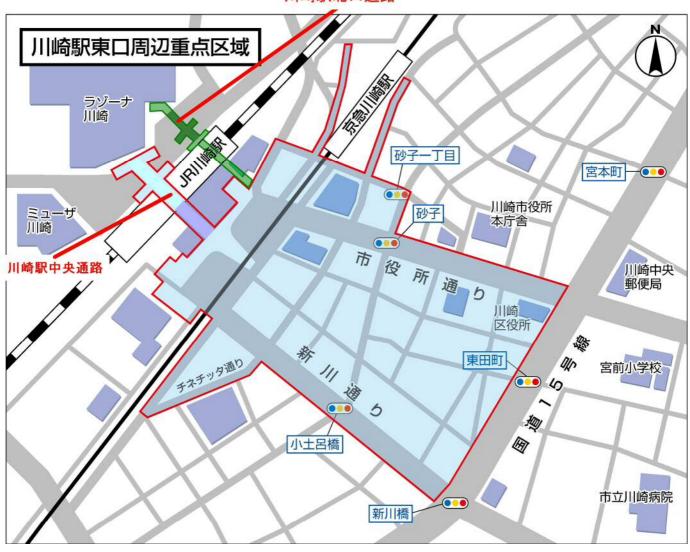
No.	意見の要旨	意見に対する市の考え方	区分
4	違反者への取締りを強化して欲しい。	これまで、指導員による巡回・指導や	В
	(2件)	商店街・警察等と連携した啓発等に取り	
		組んでまいりましたが、今後も、客引き	
		行為者の動向に合わせた巡回体制の構築	
		など、客引き行為等の防止に向けた取組	
		を着実に推進してまいります。	

5	条例の周知や啓発をお願いしたい。	客引き行為者やスカウトへの指導・啓	В
	7157 - 71976 ( 11 76 C 40 MAX . 07C . 0	発を行っていくとともに、商店街などの	
		事業者や警察と連携したキャンペーン実	
		施のほか、啓発ポスターの作成などによ	
		り、来街者に対する啓発や注意喚起も併	
		せて実施してまいります。	
6	スカウトについて、指導員がいる間は	客引き行為等を防止するためには、地	С
	大人しいが、指導員がいなくなると活動	域全体で連携した取組が重要であり、こ	
	を再開しているのを見かける。警察がス	れまで地域の事業者、警察、行政(市)	
	カウトを逮捕しているニュースをよく見	が協力しながら、キャンペーンの実施や	
	るが、警察と協力してスカウトを逮捕し	啓発活動等に取り組んでまいりました。	
	て欲しい。	いわゆる風俗店へのスカウト行為は、	
		「神奈川県迷惑行為防止条例」に違反し、	
		警察による取締りの対象となりますの	
		で、いただいた御意見につきましては、	
		警察等との連携を強化しながら客引き行	
		為等の防止に向けて取り組んでいくうえ	
		での参考とさせていただきます。	

## 川崎駅東口周辺の客引き行為等防止の重点区域拡大図



### 川崎駅北口通路



# 今後のスケジュール

		1月			2月			3月		4 日以改
	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	4月以降
行政手続き等					告	点区域変更・ 示(2月16 川崎駅北口通	日)	施行	☑域変更・拡力 (3月16日)	*
関係者との調整				系者会議の開 ・パブリック ・交通系事業 ・大規模事業	L   L   L   L   L   L   L   L   L   L	2 9 日) <b>——</b> 結果		広報・啓発活動		
市民意見等手続 (パブリック コメント等)			Ţ	意見公表						マリき行為等 防止対策の 継続実施
議会報告			教委員会で <i>0</i> 区・幸区選出		青報提供(	1月18日)				
報道対応					:	→ 道機関への情報 スター掲出	●市政だよ	りへの掲載		

## 参考

## 1 条例の概要

### ■条例制定の背景

近年、川崎駅東口周辺をはじめとする本市区域内において、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(以下「風営法」という。)又は神奈川県迷惑行為防止条例(以下「県条例」という。)等の法令で規制の対象とならない居酒屋やカラオケ店等による客引き行為等により、立ち塞がりや身辺へのつきまとい等が行われ、公共の場所における市民等の平穏な通行又は利用が妨げられ、安心で快適な地域社会の実現が阻害される状況となっていることから、川崎市ではこれらの行為を規制するため、平成28年4月1日から川崎市客引き行為等の防止に関する条例(以下「条例」という。)を施行しました。

#### ■規制対象となる行為

○ 客引き行為

通行人その他不特定の者の中から相手方を特定して、立ち塞がり、追随し、呼び掛ける等平穏な通行又は 利用を妨げるような態様で、客となるよう言動によって勧誘する行為

○ 勧誘行為

通行人その他不特定の者の中から相手方を特定して、立ち塞がり、追随し、呼び掛ける等平穏な通行又は 利用を妨げるような態様で、風俗営業等の役務に従事するよう言動によって勧誘する行為

○ 客待ち行為

客引き行為をする目的で、相手方となるべき者を待つ行為

○ 勧誘待ち行為

勧誘行為をする目的で、相手方となるべき者を待つ行為

### 2 重点区域

### ■重点区域について

市民等が安心して公共の場所を通行し、又は利用することができる生活環境の確保を図るため、客引き行為等を特に防止する必要があると認める区域を客引き行為等防止重点区域(以下「重点区域」という。)として指定しております。 重点区域において客引き行為等をし、又はさせた者に対し、①指導→②勧告→③命令といった段階を追って客引き行為等の中止を求めていくこととし、それでも命令に従わない場合に限り、過料(5万円以下)を科すこととし、氏名等を公表することができることとなります。

### ■現行の重点区域について

実態調査等により、川崎駅東口周辺が特に客引き行為等をする者が多かったため、平成28年9月1日から当該区域を重点区域として指定しております

条例施行前の平成 2	7 /= 1 - C	口細木	出任	(1)	
- 金切11m111(/ ) 半 50. 2	1/42	月調省	里41/		1

	川崎(東口)		川崎(	西口)	武蔵小杉	・新丸子	武蔵港	事ノ口	登戸•向,	ケ丘遊園	新百合	か丘
	18 時	20 時	18 時	20 時	18 時	20 時	18 時	20 時	18 時	20 時	18 時	20 時
平日	64	108	0	0	2	2	13	18	8	5	0	0
休日	58	126	0	0	3	8	29	25	6	0	0	0

## 3 条例制定・重点区域指定による効果

### ■平日の客引き行為等の状況

調査時間	条例制定前(平成27年度)
18時台	58人
2 0 時台	107人

### ■休前日の客引き行為等の状況

調査時間	条例制定前(平成27年度)
18時台	72人
20時台	137人

条例制定後	(平成28年度)
	35人
	79人

## **条例制定後(平成28年度)** 41人

93人

※ 調査は、各年度とも4月から3月の各月実施。人数は、各月の平均値を記載。

## 4 重点区域変更(拡大)の目的

### ■重点区域変更(拡大)の目的

平成28年9月1日に川崎駅東口周辺を重点区域に指定し、当該地域における客引き行為等防止の取組を推進してまいりました。

現在、川崎駅周辺では、平成30年3月中に竣工が予定されている北口自由通路の整備が進められていますが、川崎駅北口自由通路と同様に改札口が設けられている川崎駅東西自由通路においては、居酒屋等の客引き行為が行われている実態はありませんが、風俗店等のスカウトによる勧誘行為が見られます。

そのため、北口自由通路開通後に、同通路においても勧誘行為が行われる恐れがあることから、現行の重点区域に同通路を加える重点区域の変更(拡大)を行います。

### ■川崎駅東口周辺重点区域内及び東西自由通路の現況

		客引き (居酒屋・カラオケ)		客引 (風化		スカウト		
		18 時台	20 時台	18 時台	20 時台	18 時台	20 時台	
川崎駅東口周	平日	28人	3 1人	4人	47人	2人	1人	
辺重点区域内	休前日	3 2人	3 5人	6人	47人	2人	1人	
川崎駅東西自	平日	0人	0人	0人	0人	1人	1人	
由通路(内数)	休前日	0人	0人	0人	0人	2人	0人	

※数値は、平成28年4月から平成29年3月の各月に調査した数値の平均値です。

※川崎駅東西自由通路の数値は、東口全体の数値の内数です。

## 5 今後の取組

#### ■啓発活動の実施

客引き行為等を防止するためには、まち全体でNOをつきつけることが重要です。そのため、地域の事業者、警察、行政(市)が連携しながら、客引き行為者やその雇用者に対する対策に取り組んでいくとともに、市民に対して、客引きやスカウト等について行かないよう、啓発活動を実施します。

### 【指導・啓発の展開】

事業者 警 察 市

- ○客引き行為等防止指導員による巡回・指導(市)
- ○客引き行為等防止キャンペーンに よる啓発活動(市、事業者、警察)
- ○横断幕等による啓発(事業者)
- ○商店街等街頭放送による啓発 (事業者)



## 川崎駅北口自由通路開通に伴う客引き行為等防止の重点区域変更 (拡大) 案について御意見をお寄せください

近年、川崎駅東口周辺をはじめとする本市区域内において、現行法令で規制の対象とならない居酒屋やカラオケ店等による客引き行為等により、立ち塞がりや身辺へのつきまとい等が行われ、公共の場所における市民等の平穏な通行又は利用が妨げられていることから、川崎市では、これらの客引き行為等を規制するため、平成28年4月1日から川崎市客引き行為等の防止に関する条例(以下「条例」という。)を施行しました。

条例では、特に客引き行為等を防止する必要があると認める区域を客引き行為等防止重点区域 (以下「重点区域」という。)に指定し、重点区域での客引き行為等の防止に取り組んでいくこと としており、平成28年9月1日に、特に客引き行為等が多い川崎駅東口周辺を重点区域に指定し ました。現在、川崎駅では、平成30年3月中に竣工が予定されている北口自由通路の整備が進め られていることから、現行の重点区域に北口自由通路を加える重点区域の変更(拡大)を行います。

### 1 意見募集の期間

平成29(2017)年10月10日(火)~11月9日(木)

※ 郵送の場合は、平成29年11月9日(木)付けの消印まで有効です。

### 2 意見の提出方法

次のいずれかの方法により、住所、氏名(団体の場合は、名称及び代表者の氏名)及び連絡先を明記の上、別紙意見書を用いて、市民文化局市民生活部地域安全推進課宛てに御意見をお寄せください。

(1) 電子メール (<a href="http://www.city.kawasaki.jp/templates/pubcom/250/0000091512.html">http://www.city.kawasaki.jp/templates/pubcom/250/0000091512.html</a>) 川崎市ホームページの「意見公募 (パブリックコメント手続)」のページへアクセスし、手続に従って御意見を提出してください。

### (2) 郵送

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町 1 番地 川崎市市民文化局市民生活部地域安全推進課

#### (3) 持参

川崎市市民文化局市民生活部地域安全推進課事務室

(川崎市川崎区駅前本町11-2 川崎フロンティアビル9階)

※持参の場合は、開庁時間(平日8時30分~12時、13時~17時15分)にお越しください。

#### (4) ファクシミリ

FAX 番号 044-200-3869

#### ≪注意事項≫

- 御意見に対する個別回答はいたしませんので、御了承ください。
- 記載いただきました個人情報については、提出された御意見の内容を確認する場合に利用します。また、個人情報は川崎市個人情報保護条例に基づき厳重に保護・管理されます。
- 卸意見などの概要を公表する際は、個人情報は公開いたしません。
- 電話や口頭での御意見の提出は、御遠慮願います。

### 3 その他

お寄せいただいた御意見の内容とそれに対する市の考え方と対応について取りまとめを行い、ホームページで公表します。

### 4 問い合わせ先

市民文化局市民生活部地域安全推進課 電話 044-200-3839/FAX 044-200-3869

### 1 条例の概要

### (1)条例制定の背景

近年、川崎駅東口周辺をはじめとする本市区域内において、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(以下「風営法」という。)又は神奈川県迷惑行為防止条例(以下「県条例」という。)等の法令で規制の対象とならない居酒屋やカラオケ店等による客引き行為等により、立ち塞がりや身辺へのつきまとい等が行われ、公共の場所における市民等の平穏な通行又は利用が妨げられ、安心で快適な地域社会の実現が阻害される状況となっていることから、川崎市ではこれらの行為を規制するため、平成28年4月1日から川崎市客引き行為等の防止に関する条例(以下「条例」という。)を施行しました。

### (2) 規制対象となる行為

公共の場所において行われる次の行為

〇 客引き行為

通行人その他不特定の者の中から相手方を特定して、 立ち塞がり、追随し、呼び掛ける等平穏な通行又は利 用を妨げるような態様で、客となるよう言動によって 勧誘する行為

〇 勧誘行為

通行人その他不特定の者の中から相手方を特定して、立ち塞がり、追随し、呼び掛ける等平穏な通行又は利用を妨げるような態様で、風俗営業等の役務に従事するよう言動によって勧誘する行為

〇 客待ち行為 客引き行為をする目的で、相手方となるべき者を待つ行為

〇 勧誘待ち行為 勧誘行為をする目的で、相手方となるべき者を待つ行為





## 2 重点区域

### (1) 重点区域について

市民等が安心して公共の場所を通行し、又は利用することができる生活環境の確保を図るため、客引き行為等を特に防止する必要があると認める区域を客引き行為等防止重点区域(以下「重点区域」という。)として指定しております。

重点区域において客引き行為等をし、又はさせた者に対し、①指導→②勧告→③命令といった段階を 追って客引き行為等の中止を求めていくこととし、それでも命令に従わない場合に限り、過料(5万円 以下)を科すこととし、氏名等を公表することができることとなります。

### (2) 現行の重点区域について

実態調査等により、川崎駅東口周辺が特に客引き行為等をする者が多かったため、平成28年9月1日から当該区域を重点区域として指定しております

条例施行前の平成27年4~6月調査	畄位	$(\lambda)$
*************************************	# 1V	$(\Lambda)$

		川崎()	東口)	川崎()	西口)	武蔵小杉	• 新丸子	武蔵清	・ノロ	登戸・向	ヶ丘遊園	新百合	テ丘
		18 時	20 時	18 時	20 時	18 時	20 時	18 時	20 時	18 時	20 時	18 時	20 時
平日	Ш	64	108	0	0	2	2	13	18	8	5	0	0
休前	日 日	58	126	0	0	3	8	29	25	6	0	0	0

### 3 条例制定・重点区域指定による効果

### (1) 平日の客引き行為等の状況

調査時間	条例制定前(平成27年度)
18時台	58人
20時台	107人



条例制定後	(平成28年度)
	35人
	79人

### (2) 休前日の客引き行為等の状況

調査時間	条例制定前(平成27年度)
18時台	7 2 人
2 0 時台	137人



条例制定後	(平成28年度)
	41人
	93人

※ 調査は、各年度とも4月から3月の各月実施 人数は、各月の平均値を記載

### 4 重点区域変更(拡大)の目的

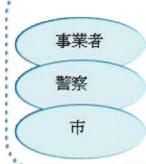
平成28年9月1日に川崎駅東口周辺を重点区域に指定し、当該地域における客引き行為等防止の取組を推進してまいりましたが、現在、川崎駅周辺では、平成30年3月中に竣工が予定されている北口自由通路の整備が進められていることから、現行の重点区域に北口自由通路を加える重点区域の変更(拡大)を行います。

## 5 今後の取組

#### (1) 啓発活動の実施

客引き行為等を防止するためには、まち全体でNOをつきつけることが重要です。そのため、地域の事業者、警察、行政(市)が連携しながら、客引き行為等の防止に取り組んでいくとともに、市民に対して、客引きやスカウト等について行かないよう、啓発活動を実施するとともに、重点区域の変更・拡大の周知を併せて行ってまいります。

### 【指導・啓発の展開】



- ○客引き行為等防止指導員による巡回・指導(市)
- 〇客引き行為等防止キャンペーンに よる啓発活動(市、事業者、警察)
- 〇横断幕等による啓発(事業者)
- ○商店街等街頭放送による啓発(事業者)



(2) 重点区域指定施行日(予定)

平成30年4月1日 (平成30年3月1日告示)